

## 4. 関連計画等の概要

### (1) 国家戦略特別区域基本方針（令和4年（2022）4月一部変更、閣議決定）

世界で一番ビジネスがしやすい環境を創出することを目的に創設された「国家戦略特区制度」で認定する「国家戦略特別区域」（長年にわたり改革ができていない規制に対して自治体や事業者等が特例措置を整備できるエリア）において、施策を推進するための基本的な方針である。

#### ①国家戦略特区制度の目的・意義

国家戦略特区は、大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的として認定する。

具体的には、国家戦略特区において、「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」といった観点から、規制の特例措置の整備その他必要な施策を、国民の安全の確保等に配慮し、関連する諸制度の改革を推進しつつ総合的かつ集中的に講ずることにより、国内のみならず、世界から資本と人を惹きつけられる、日本の固有の魅力をもったプロジェクトを推進していくものである。これにより、「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出し、民間投資が喚起されることで、日本経済を停滞から再生へとつなげていく。

これまでの地域の発意に基づくボトムアップ型の特区に対し、民間有識者の知見等を活用しつつ、国が自ら主導し国と地域の双方が有機的連携を図ることにより、国・地方・民間が一体となって取り組むべき、国家戦略として日本経済の再生に資するプロジェクトを推進することとしている。

#### ②国家戦略特区制度の運用の原則

国家戦略特区制度については、次の3点を運用の原則とする。

- ア) 情報公開の徹底を図り、透明性を十分に確保すること。
- イ) スピードを重視し、国家戦略特別区域諮問会議、国家戦略特別区域会議及び国家戦略特区ワーキンググループの相互間の連携、専門調査会の活用等により機動的運営を行っていくこと。
- ウ) P D C A サイクルに基づく評価を行い、評価に基づき国家戦略特区の指定の解除も含めた措置を適切に講ずること等により、国家戦略特区間の競争を促進すること。

## **（２）国家戦略特別区域及び区域方針（令和６年（2024）９月一部変更、内閣総理大臣決定）**

国家戦略特別区域基本方針に即して、国家戦略特別区域ごとに定めた方針である。

東京圏（東京都、神奈川県並びに千葉県千葉市及び成田市）における方針を以下に整理する。

### **①目標**

世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成するとともに、近未来技術の実証や創薬分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出する。

### **②政策課題**

- ・ グローバルな企業・人材・資金等の受入れ促進
- ・ 女性の活用促進も含めた、多様な働き方の確保
- ・ 起業等イノベーションの促進、創薬等のハブの形成
- ・ 外国人居住者向けを含め、ビジネスを支える生活環境の整備
- ・ 国際都市にふさわしい都市・交通機能の強化

### **③都市再生・まちづくりの事業に関する基本的事項**

- ・ 国際的ビジネス拠点の形成に資する建築物の整備【容積率】
- ・ まちなかの賑わいの創出【エリアマネジメント】
- ・ 外国人の滞在に適した宿泊施設の提供【旅館業法】

### (3) 国際戦略総合特別区域計画（アジアヘッドクォーター特区）（令和6年（2024）3月変更、東京都）

産業構造及び国際的な競争条件の変化に対応して、「国際戦略総合特別区域」（我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積拠点を形成するエリア）において、産業の国際競争力の強化を図るための計画である。

#### ①国際戦略総合特別区域の名称

アジアヘッドクォーター特区

#### ②目標

外国企業及びその従事者たる外国人のビジネス環境、生活環境の整備等を通じて、多くの企業が集積する東京にグローバル企業のアジア統括拠点及び研究開発拠点を設置する企業を5年間で50社誘致すること等を目標に掲げ、平成24年度（2012年）にスタートした。

第4期計画（令和6年度（2024）～令和8年度（2026））においては、グリーンやデジタルなどの世界の潮流も踏まえて、金融系（資産運用業及びフィンテック）や第4次産業革命関連（AI、IoT及びデータ関連等）のスタートアップを始めとした外国企業の誘致を積極的に推進する。また、東京都のエコシステムを梃とし、官民共同での誘致活動を推進する。更に、外国企業誘致の加速に向けて、アジアの大使館等のチャネルを活用した誘致活動や、誘致企業へのマッチング支援の強化を実施する。

#### ③特定国際戦略事業の名称

##### ア. 誘致・ビジネス交流事業

- ・攻めの姿勢に立った外国企業の掘り起こし
- ・MICE拠点の形成及びエリアマネジメントを活用したビジネス交流・魅力発信機能の強化
- ・ビジネスマッチングの活性化

##### イ. ビジネス支援事業

- ・ビジネスコンシェルジュ東京による多様なビジネスサービスの提供
- ・行政手続きの多言語によるワンストップ化

##### ウ. 生活環境整備事業

- ・東京の魅力のPR
- ・外国人向け生活相談サービス等の充実化
- ・外国語による受診機会の拡大
- ・子女が外国語で学べる教育環境の整備

##### エ. BCPを確保したビジネス環境整備事業

- ・BCPを確保した都市インフラの整備
- ・先進的なビジネス支援機能の導入

#### (4) 都市再生緊急整備地域 地域整備方針(令和3年(2021)8月変更、内閣府 地方創生推進事務局)

都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき、都市再生の拠点となる地域として政令で指定された「都市再生緊急整備地域」の整備に関する方針である。

##### ①地域名称

品川駅・田町駅周辺地域

##### ②整備の目標

- ・品川駅を中心とした鉄道施設の機能更新や駅前広場・歩行者空間などの都市基盤整備により、広域交通の拠点性を強化し、東京と国内外を結ぶサウスゲートにふさわしい交通結節点を形成
- ・品川駅周辺では、新幹線や羽田空港などへのアクセスの利便性、臨海部、東京南部の産業とも連携可能な立地特性や、運河などの地域資源を生かし、業務、商業、研究、交流、宿泊、居住などの多様な機能が集積する、新拠点を形成
- ・東京湾からの「風の道」の確保や、大規模公園、緑地、運河などを活用した水と緑のネットワークの形成、下水再生水や下水熱の有効利用などにより、環境負荷を軽減する先進的な環境モデル都市を形成
- ・田町駅周辺の大規模な低・未利用地における業務、商業、居住、教育、文化等、多様な都市機能の整備や、既存市街地の街区再編、機能更新など、計画的な土地利用転換により、安全かつ快適な駅施設をはじめとした公共空間などの整備により、魅力的な複合市街地を形成

##### ③都市開発事業を通じて増進すべき都市機能に関する事項

###### ア. 品川

- ・広域交通における利便性の高さを活かし、国際的なビジネス機能の導入を推進
- ・業務機能を支え、国際化に対応したカンファレンス・文化・交流・賑わい・宿泊機能等の誘導
- ・運河、自然、文化等の地域資源を活かした居住環境の誘導
- ・震災等に対応できる都市防災機能の強化

###### イ. 田町

- ・業務、商業、住居、教育、産業支援、文化、交流などの多様な機能を誘導
- ・震災等に対応できる都市防災機能の強化

#### ④公共施設その他の公益的施設の整備及び管理に関する基本的事項

##### ア. 品川

- ・鉄道で分断された地域の一体化を目指し、緊急輸送道路等に繋がる東西連絡性の強化・改善（環状4号線・東西連絡道路・第二東西連絡道路等の整備、京浜急行線品川第一踏切の解消）
- ・羽田空港の国際化やリニア中央新幹線の整備を契機に、乗換えの利便性向上を図るとともに、ユニバーサルデザインに配慮し、安全で快適な駅空間を形成（駅施設や駅前広場、歩行者デッキ等の大規模改良）
- ・既存の歩行者デッキや地形の高低差等に配慮した歩行者ネットワークの形成を促進
- ・都市開発事業とあわせて国道15号等を整備するとともに安全で快適に回遊できる広場やデッキを整備
- ・品川駅北周辺地区において、駐車場や荷さばき場の集約的な整備を地域において検討

##### イ. 田町

- ・国内外からの来街者が安全で快適に利用できる交通結節点として、東西自由通路及び駅前広場を整備
- ・東西自由通路から連続する歩行者デッキ、緑豊かな歩行者空間の整備等による、歩行者ネットワークを充実・強化
- ・芝浦公園の拡張・再整備

#### ⑤緊急かつ重点的な市街地の整備の推進に関し必要な事項

- ・都市開発事業において、建築物等の高さの制限や配置等の工夫などによる風の道の確保を誘導
- ・都市開発事業における敷地内緑化・屋上緑化・壁面緑化などヒートアイランド対策を誘導
- ・都市開発事業における建築物等の高断熱化・省エネルギー化等により地球温暖化対策を誘導
- ・都市開発事業において、自立・分散型かつ効率的なエネルギーシステムの導入を誘導
- ・都市機能が集積しエネルギーを高密度で消費する拠点地区において、複数街区にまたがる面的ネットワークの整備によるエネルギーの自立化・多重化など、地域特性に応じた災害時の業務機能などの継続に資する整備を誘導
- ・都市開発事業において、備蓄倉庫の設置や一時滞留可能な空間を確保することにより、帰宅困難者対策を誘導
- ・運河、自然、歴史等の特徴を活かした、地域の顔となる魅力的な景観形成に配慮した都市開発事業を誘導
- ・田町駅前及び駅周辺の防災機能の確保を誘導
- ・札の辻交差点西側の既存斜面緑地の保全、再生により、地域特性を生かした潤いある街並みの誘導
- ・地域の特性を生かしたエリアマネジメントにより、地域が主体となって、まちのにぎわいや魅力を創出
- ・AI、IoT等の先端技術を活用した都市開発事業を促進
- ・都市開発事業において、ゆとりある共用スペースや良質なオープンスペースの充実など、新しい日常に向けた対策を誘導

## (5) 特定都市再生緊急整備地域の整備計画（平成28年（2016）7月、都市再生緊急整備協議会）

「都市再生緊急整備地域」のうち都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域として政令で指定された「特定都市再生緊急整備地域」において、「都市再生緊急整備地域 地域整備方針」に基づき、都市開発事業及びその施行に関連して必要となる公共公益施設の整備等に関する計画である。

### ①整備計画名

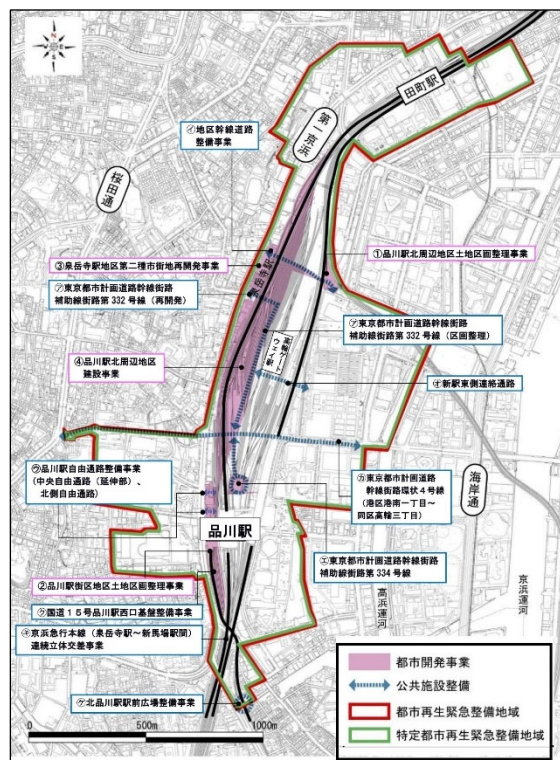
品川駅・田町駅周辺地域整備計画

### ②都市の国際競争力の強化に関する基本的な方針

- ・羽田空港の国際化やリニア中央新幹線の整備を契機に、広域交通の拠点性を強化し、東京と国内外を結ぶサウスゲートにふさわしい交通結節点を形成するとともに、業務、商業、研究、交流、宿泊、居住、教育、文化などの多様な機能が集積し、世界をリードする優れたデザインにより構築された都市空間の実現を図り、魅力ある新拠点の形成を推進する。

### ③その他、都市の国際競争力の強化のために必要な都市開発事業及びその施行に関連して必要となる公共公益施設の整備等の推進に関し必要な事項

- ・都市開発事業及び公共公益施設の整備に当たっては、羽田空港の国際化やリニア中央新幹線の整備を契機に、乗換えの利便性向上を図るとともに、ユニバーサルデザインに配慮し、安全で快適な駅空間の形成や、駅前広場を介しまちと一体化する新駅の整備と連携し、国際拠点整備を推進する。
- ・品川駅北周辺地区建設事業においては、国際競争力強化に資する業務機能の導入、都心居住を支える都市型集合住宅や商業・生活関連機能等の複合的機能の集積を図る。また、高輪築堤跡の保存とまちづくりの両立を図る。



図資-4-1：品川駅・田町駅周辺地域整備計画における都市開発事業  
及びその施行に関連して必要となる公共公益施設の整備

## （６）品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン 2020（令和２年（2020）３月、東京都）

品川駅・田町駅周辺において、品川駅地下鉄構想や国道 15 号・品川駅西口駅前広場事業計画等の新たな都市基盤整備構想と調和した開発整備を誘導し、日本の発展をけん引する拠点としての機能強化を図るためのまちづくりガイドラインである。

高輪築堤跡の史跡指定地は、優先整備地区の「品川駅北周辺地区」に位置している。

### ①品川駅・田町駅周辺地域の将来像

「これからの日本の成長を牽引する国際交流拠点・品川」

#### 将来像 1 国内外のビジネスパーソンの活力にあふれる最も進んだビジネスのまち

- ・国内外のグローバル企業や成長する海外企業の集積地が形成
- ・世界が憧れる上質な都市型居住・外国人等にとってもストレスフリーな生活環境が実現
- ・世界からみても高い安全・安心を得られる防災空間が形成

#### 将来像 2 世界の人々が集い交わる文化・知の交流のまち

- ・世界と日本、国内と東京をつなぎ、世界の人々を迎え入れる交通結節点・都市空間が形成
- ・世界のトップランナーを呼び込む知的交流の場となる MICE の拠点が形成
- ・日本の文化体験や国内観光の魅力を発信する観光コンシェルジュ機能が確立

#### 将来像 3 世界に向けた次世代型の環境都市づくりを実現するまち

- ・水や緑、流れる風を体感できる環境都市が実現
- ・最先端の環境技術を導入した環境配慮型の都市を実現

### ②品川駅北周辺地区の将来イメージとまちづくりの考え方

#### ＜地区の将来イメージ＞

東西をつなぐ交流のゾーン：国内外から人が集い、国際的な業務等、多様な都市活動を展開する場

- ・規模をいかした国際競争力を高める国際業務、MICE 空間
- ・にぎわいと都市力の向上に資する、国際性の高いビジネス拠点と文化交流施設、高質な商業・居住等の複合空間

#### ＜地区のまちづくりの考え方＞

品川駅北周辺地区は、広域交通アクセスに優れた品川駅と高輪ゲートウェイ駅とが相乗効果を発揮しながら、拠点性の向上を図ることが期待されている。

整備を効率的に進めるために、品川駅街区地区との一体的な区画整理等の事業手法の活用を検討する。以上の都市機能については、3つのエリアに区分し、空間形成を誘導する。

- 主要な風の道に配慮するエリア
- 集約的な高層化を図るエリア
- 新しい顔にふさわしい土地の有効利用を図るエリア



図資-4-2：品川駅北周辺地区の将来イメージ

## **(7) 品川駅北周辺地区まちづくりガイドライン 2021（令和3年（2021）9月、品川駅北周辺地区まちづくりガイドライン検討委員会）**

「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン」を踏まえ、高輪築堤跡の史跡指定地が位置する品川駅北周辺地区のまちづくりを一層具体化するためのまちづくりガイドラインである。

### **①まちづくりの骨格**

**東西軸…分断されていた東西をつなぐ。**

かつて鉄道で東西に分断されていたこの街において、まとまりのある広場や主要な風の道、視線の抜けを確保するとともに、東西方向の歩行者ネットワークや道路ネットワークで周辺地域と街をつなぐ。

**南北軸…南北をつなぐ骨格的な軸をつくる。**

南北約 1.6km の細長い特徴的な街の形状を踏まえ、デッキレベルにある高輪ゲートウェイ駅・品川駅と街の南北をつなぐ骨格的なデッキを中心とした歩行者ネットワークをつくる。また、新東海道を中心として地上レベルで地区の南北をつなぐ骨格的な歩行者ネットワークをつくる。

**結節空間…東西のつながりと南北の軸が交差する結節空間をつくる。**

東西のつながりと南北の骨格的な軸が交差する場所において、周辺地域と街を機能的・空間的・視覚的につなぐ特徴的な結節空間をつくる。

### **②まちづくりの方針**

**方針1 駅と街をつなぐ。～エキマチ一体のまちづくり～**

- ・街の玄関口となる象徴的な「駅と街をつなぐ広場」を実現する。
- ・地域への顔となり、街と地域をつなぐ結節空間を実現する。

**方針2 街全体を賑わいでつなぐ。～歩いて楽しいストリート型まちづくり～**

- ・街の賑わいをつなぐ、歩いて楽しい歩行者ネットワークを実現する。
- ・快適な歩行者ネットワークを支える安全な道路ネットワークを実現する。
- ・移動を楽しくする新しいモビリティの導入に取り組む。
- ・街全体をつなぐ緑のネットワークを実現する。
- ・築堤をまちづくりの中で保存・活用し、記憶や歴史を継承する。

**方針3 風と緑で空間をつなぐ。～市街地環境に配慮した空間づくり～**

- ・南北に細長い街において、風の道とまとまりのある緑を確保する。
- ・東西の壁面位置を場所ごとの空間特性に応じて設定する。

**方針4 世界から人々を引き寄せる。～多彩な機能の集積により新たな価値が生まれるまちづくり～**

- ・世界から人々が集う、発見・発信・交流の場を実現する。
- ・次世代ビジネスの中核を担う、ビジネス活動の拠点をつくる。
- ・多様なライフスタイルを受け入れる、新しい文化・生活を提案する。

方針5 国際交流拠点にふさわしい景観形成に取り組む。～街と地域、駅と街をつなぐ景観形成～

- ・遠景 南北の連なりが象徴的な都市景観をつくる。
- ・中景 街の顔となる、広場を中心とした景観を実現する。
- ・近景 歩いて楽しい、ストリートごとの個性が感じられる景観を実現する。

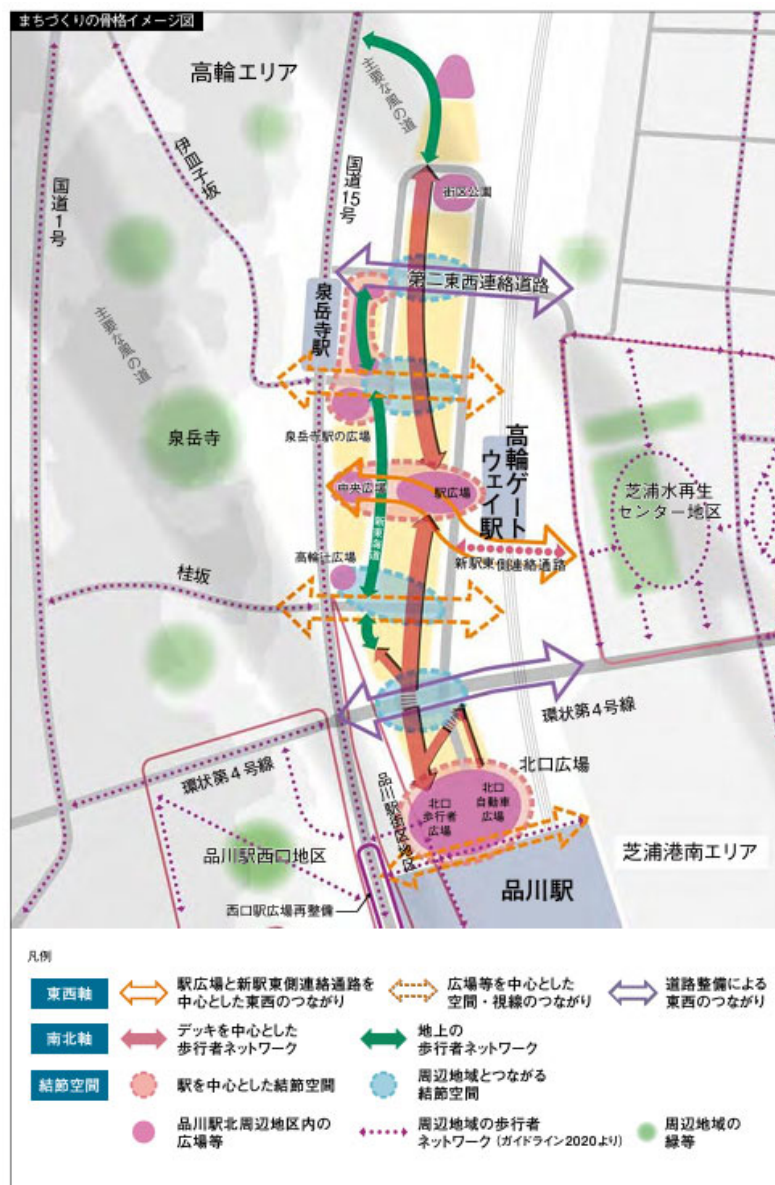
方針6 次世代型の環境・防災都市づくりに取り組む。

～安全・安心・快適にすごせる持続可能なまちづくりの実現～

- ・低炭素都市のモデルとなる建築物及びインフラの整備に取り組む。
- ・環境意識の醸成に取り組む。
- ・誰もが安心できる防災まちづくりに取り組む。

方針7 地域とともに成長し続ける。～共創型まちづくりと街全体のマネジメント～

- ・多分野のリーディング企業等と共創し、街全体を活用した実証実験や情報発信に取り組む。
- ・街全体の魅力を向上させる、多様な居場所づくりと途切れない賑わいづくりに取り組む。
- ・持続可能な街を支え、地域と連携したマネジメント活動の仕組みづくりに取り組む。



図資-4-3：品川駅北周辺地区のまちづくりの骨格イメージ

## （８）港区まちづくりマスタープラン（平成 29 年（2017） 3 月、港区）

都市計画法第 18 条の 2 に基づき策定した、港区のまちの将来像や目指すべき方向性、まちづくりの方針や取組の考え方を示す計画である。

計画では、地域の特性をいかした地区別まちづくりの目標と方針を示しており、高輪築堤跡の史跡指定地は「芝浦港南地区」に位置する。

### ①計画期間

平成 29 年（2017）～令和 18 年（2036）

### ②港区の将来都市像

「うるおいある国際生活都市」～歴史と未来が融合する魅力と活力あふれる清々しいまち～

### ③芝浦港南地区の地区別まちづくりの目標と方針

#### ＜芝浦港南地区のまちづくりの目標＞

- ・人口増加に対応する生活環境の形成
- ・品川駅及び JR 新駅周辺における国際的な新拠点の形成
- ・快適で移動しやすい交通環境の整備
- ・地域特性をふまえた防災性の向上
- ・水辺空間をいかした魅力的なまちづくり

#### ＜芝浦港南地区のまちづくりの方針＞

- 方針 1 土地利用・活用 : 地域特性に応じた土地利用の誘導  
市街地整備の展開  
開発事業等の計画的な誘導と地域連携による魅力・価値の向上
- 方針 2 住宅・生活環境・地域コミュニティ・防犯 :  
人口増加やニーズに対応した魅力的な生活環境の形成  
地域コミュニティの活性化と健康に過ごせる環境の整備
- 方針 3 道路・交通 : 公共交通ネットワークの整備と交通結節点の利便性向上  
道路ネットワークの整備と交通の円滑化  
快適に楽しく歩ける環境の整備
- 方針 4 緑・水 : 都市の基盤となる緑と水のネットワークの形成  
生物多様性に資する自然回復の場づくり  
緑と水の魅力をいかしたにぎわいの場の創出
- 方針 5 防災・復興 : 市街地の安全性・防災性の向上と施設の適切な維持管理  
災害時の都市機能の早期回復マネジメント  
都市型水害、津波等に強い市街地の形成
- 方針 6 景観 : 地形の特徴や地域資源をいかした景観の形成  
まちの個性を感じる魅力ある街並みの形成
- 方針 7 低炭素化 : 先進技術の導入とエネルギーの効率的・面的な利用の促進  
地球温暖化対策の推進  
環境に配慮した交通環境の形成
- 方針 8 国際化・観光・文化 : 国際都市にふさわしい環境整備  
地域資源の魅力向上  
観光資源の活用とネットワーク化  
多様な文化に身近に親しめるまちづくり

図資-4-4：芝浦港南地区のまちづくり  
方針図（方針1～4）



図資-4-5：芝浦港南地区のまちづくり  
方針図（方針5～6）



### (9) 三田・高輪地区まちづくりガイドライン（平成 30 年（2018）5 月、港区）

高輪二丁目を中心とした国道 15 号から補助第 14 号線（二本榎通り）の間の地区において、品川駅及び JR 新駅周辺のまちづくりの動向に的確に対応しながら計画的なまちづくりを誘導していくためのまちづくりガイドラインである。

計画では、地区を 5 つのエリアに区分しており、高輪築堤跡の史跡指定地は、交通結節点にふさわしい拠点と風格ある景観の形成を図る「泉岳寺駅周辺エリア」に位置する。

#### ①三田・高輪地区の将来像と目標

「緑と歴史が息づくたたずまいを継承し未来へつなげるまち」

目標 1：豊かな緑と地域に受け継がれてきた歴史・文化が薫るまち

目標 2：心地よく落ち着きのある環境と安全で快適な都市環境が共存しただれもが安心して住み続けられるまち

目標 3：地域の活力を土台に、将来にわたり持続的に発展していくまち

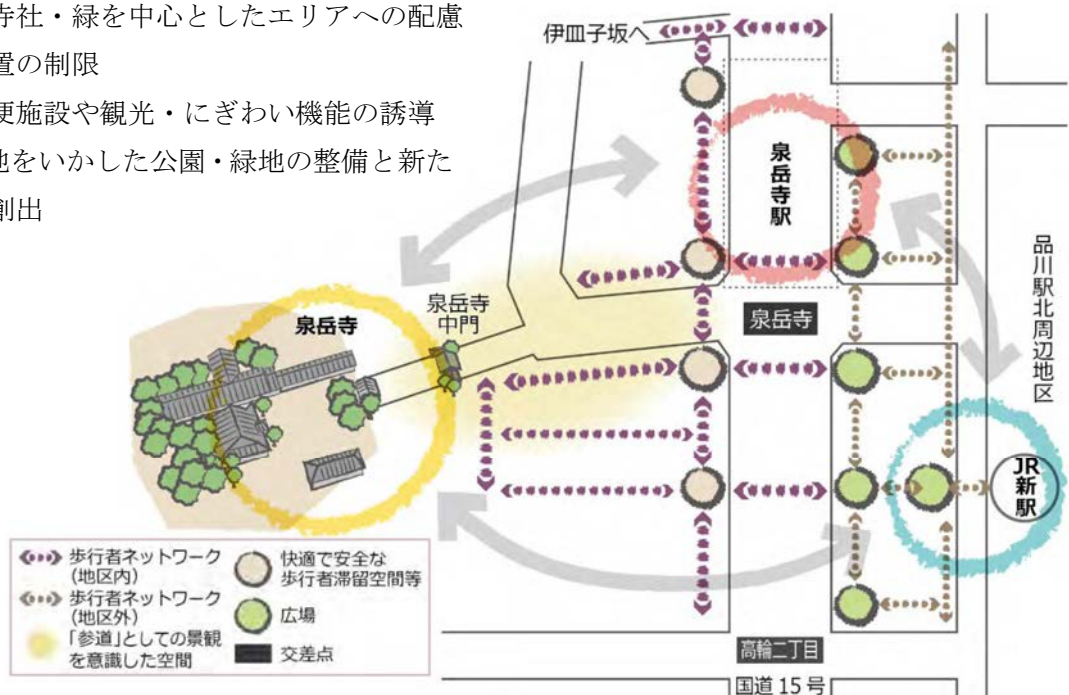
#### ②泉岳寺駅周辺エリアのまちづくりの方向性と重点的な取組

##### ＜泉岳寺駅周辺エリアのまちづくりの方向性＞

交通結節点にふさわしい拠点と風格ある景観の形成を図るエリア

##### ＜重点的な取組＞

- 1) 歩行者滞留空間、オープンスペースの確保
- 2) 泉岳寺駅への動線の強化と泉岳寺周辺の回遊性向上
- 3) 国道 15 号沿いの歩行者空間の確保
- 4) このまちの歴史・文化が感じられるまちの玄関口としての景観形成
- 5) 国道 15 号沿いの景観形成
- 6) 品川駅北周辺地区のまちとのつながり
- 7) 住宅・寺社・緑を中心としたエリアへの配慮
- 8) 壁面位置の制限
- 9) 生活利便施設や観光・にぎわい機能の誘導
- 10) 斜面緑地をいかした公園・緑地の整備と新たな緑の創出



図資-4-6：泉岳寺駅周辺エリアのまちづくりの方向性

## (10) 港区景観計画（平成 27 年（2015）12 月改定、港区）

景観法第 8 条第 1 項に基づき策定した、港区の景観形成の取組の基本的な方向性と、景観法に基づく諸制度を活用した具体的な施策を示す計画である。

高輪築堤跡の史跡指定地は、景観形成特別地区の「品川駅・新駅周辺景観形成特別地区」に位置しており、地区ごとに景観形成の方針、景観形成基準、届出の対象とする行為や規模が定められている。

### ①品川駅・新駅周辺景観形成特別地区の景観形成の目標

東京の南側の玄関口として、風格とにぎわいのある魅力的な街並みを育む。

### ②地区の景観形成の方針

- ・東京の南側の玄関口にふさわしい、多様な交流が感じられる駅前顔の形成
- ・周辺とも連携した緑と水が連なる景観の形成
- ・群としての象徴性を備えたスカイラインの形成

### ③地区の景観形成基準

#### <景観形成基準のねらい>

- 主要なビューポイントからの見え方に配慮した、東京の新たな玄関口にふさわしい風格ある駅前景観の形成
- 緑の連続性や水辺からの眺めなどに配慮した、緑・水・にぎわいが一体となった街並みの育成

#### <届出対象行為と景観形成基準>

##### □建築物の建築等

##### ■届出対象行為

- 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

##### ■届出対象規模

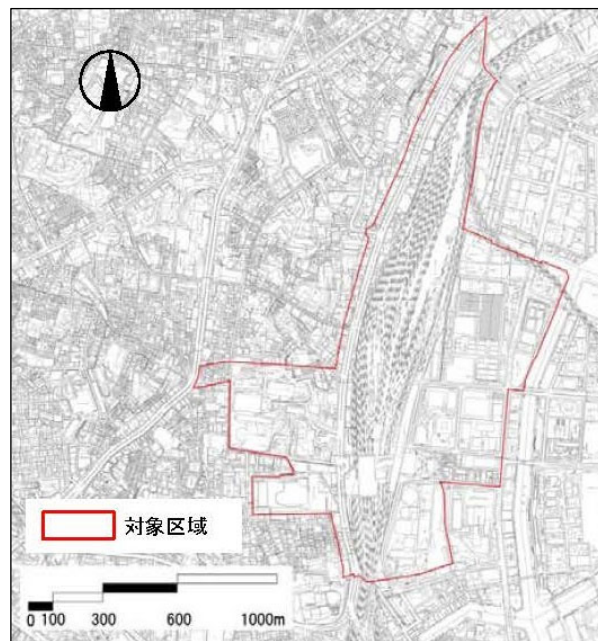
- すべての届出対象行為

##### ■景観形成基準

建築物の建築等における景観形成基準は、区全域に関する基準に加え、下表の基準を適用する。

| 項目          | 品川駅・新駅周辺地区 景観形成基準                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 配置          | <input type="checkbox"/> 主要な眺望点（駅、駅前広場など）からの見え方に配慮し、適切な隣棟間隔を確保するなど、視界の抜けを意識した建築物の配置とする。<br><input type="checkbox"/> 水域から見て圧迫感を軽減するような建築物の配置とする。                                                                                                                    |
| 形態・意匠・色彩    | <input type="checkbox"/> 色彩は、別表 1（港区景観計画書 107 ページ参照。本計画では割愛する。）の色彩基準に適合するとともに、周辺から突出する高い彩度の使用は控える。<br><input type="checkbox"/> 主要な眺望点（駅、駅前広場など）からの見え方に配慮した形態・意匠、設備配置とする。<br><input type="checkbox"/> 主要な眺望点（駅、駅前広場など）から見える建築物の側面は、正面の外壁と同様の材質又は意匠とするなど、素材や意匠に配慮する。 |
| 公開空地・外構・緑化等 | <input type="checkbox"/> 幹線道路沿道における緑の軸の形成や、周辺のオープンスペース、崖線の緑との連続性の確保に配慮し、積極的な緑の創出を図る。<br><input type="checkbox"/> 照明は、風格ある駅前景観の創出に配慮し、過度な明るさとならないよう使用範囲や光量を工夫する。                                                                                                    |

##### □工作物の建設等



図資-4-7：品川駅・新駅周辺景観形成特別地区の範囲

## ■届出対象行為

○工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

## ■工作物の種類と届出規模

| 工作物の種類                                          | 届出規模                     |
|-------------------------------------------------|--------------------------|
| 煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの※ <sup>1</sup>     | すべての届出対象行為※ <sup>2</sup> |
| 昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの（回転運動をする遊戯施設を含む） | すべての届出対象行為※ <sup>2</sup> |
| 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫（建築物であるものを除く）その他これらに類するもの   | すべての届出対象行為※ <sup>2</sup> |

※<sup>1</sup> 架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のもの（擁壁を含む）並びに電気通信事業法第2条第5項に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く。

※<sup>2</sup> 建築基準法第88条に基づき第6条第1項の規定を準用する工作物に限る。

## ■景観形成基準

工作物の建設等における景観形成基準は、原則として、建築物の建築等における景観形成基準を準用する。

## □開発行為

## ■届出対象行為

○都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）

## ■届出対象規模

○開発区域の面積500m<sup>2</sup>以上

## ■景観形成基準

開発行為における景観形成基準は、区全域に関する景観形成基準を適用する。

## □土地の形質の変更等

## ■届出対象行為・届出規模

| 届出行為                       | 届出規模       |
|----------------------------|------------|
| 土石の採取その他の土地の形質の変更          | 造成面積10ha以上 |
| 屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積 | 造成面積15ha以上 |

## ■景観形成基準

上記の届出行為における景観形成基準は、区全域に関する景観形成基準を適用する。

## □屋外広告物の表示等

区全域に関する事項に加え、以下の配慮事項を適用する。

| 品川駅・新駅周辺地区 屋外広告物の表示等に関する配慮事項                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 建築物の壁面に屋外広告物を表示・掲出する場合は、東京の南側の玄関口として風格のある街並みを阻害することのないよう、規模、位置、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。<br><input type="checkbox"/> 建築物の屋上に設置する屋外広告物は、周辺の建築物群のスカイラインを著しく変化させることのないよう、規模や高さ等について配慮する。 |

## 5. 周辺の文化財

### (1) 高輪築堤跡に関わる文化財等

#### ①新橋・横浜間の鉄道に関係する文化財等

新橋・横浜間の鉄道に関係する文化財等としては、以下のものが挙げられる。

#### ア. 車両・橋梁・駅舎等

| 番号 | 名称                    | 指定等          | 指定等年           | 時代                                                                             | 所在地                     | 備考                                                                                                                                                                                                       |
|----|-----------------------|--------------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①  | 一号機関車<br>(ノ一八七一年、英国製) | 国指定<br>重要文化財 | 平成9年<br>(1997) | 明治5年<br>(1872)<br>以前                                                           | 埼玉県さいたま市大宮区大成町(鉄道博物館)   | ・明治5年(1872)の鉄道開業に際して、英国から輸入された蒸気機関車 10 両のうちの1両。<br>・新橋・横浜間開業後、日本国内で初めて運行し、高輪築堤の上を走った。                                                                                                                    |
| ②  | 110 形蒸気機関車            | —            | —              | 明治5年<br>(1872)<br>以前                                                           | 神奈川県横浜市中区桜木町(旧横濱鉄道歴史展示) | ・明治5年(1872)の鉄道開業に際して、英国から輸入された蒸気機関車 10 両のうちの1両。<br>・廃車後に内部構造が分かるように車体の一部が切断されていたが、平成 30 年(2018)に修復された。<br>・昭和 36 年(1961)鉄道記念物に指定。                                                                        |
| ③  | ハッ山橋                  | —            | —              | 明治5年<br>(1872)<br>建設<br>大正2年<br>(1913)<br>架け替え                                 | 東京都品川区北品川               | ・明治5年(1872)の鉄道開業の際、ハッ山と御殿山を切り通しにして線路を走らせたが、その時分断された東海道を線路と立体交差させるために架けられた日本最初の跨線橋。<br>・大正2年、昭和5年(1930)、同 60 年(1985)に架け替えられ、現在の橋は4代目。                                                                     |
| ④  | 明治村六郷川鉄橋              | 国登録<br>有形文化財 | 平成16年          | 明治10年<br>(1877)<br>建設、<br>大正4年<br>(1915)<br>移設、<br>昭和63年<br>(1988)<br>明治村へ一部移設 | 愛知県犬山市内山(博物館明治村)        | ・日本最初の鉄道複線用鉄橋。<br>・明治5年(1872)の鉄道開業に際して六郷川(多摩川下流)に架けられた木橋が、鉄道複線化に伴い同 10 年に鉄橋に架け替えられた。<br>・明治45年(1912)の複々線化に際して取り外され、単線用に改造されて大正4年に酒匂川に移設された。<br>・昭和40年(1965)に橋梁としての役目を終えて解体され、同 63 年に本橋部のトラス1連が明治村へ移設された。 |
| ⑤  | 東京駅丸ノ内本屋              | 国指定<br>重要文化財 | 平成15年          | 大正3年<br>(1914)<br>建設                                                           | 東京都千代田区丸の内              | ・開業により新橋・上野間に鉄道が開通した、東京の中心に位置する駅舎。<br>・大正3年に建築された部分は丸ノ内側で、八重洲側は昭和4年(1929)に建築された。                                                                                                                         |
| ⑥  | 旧新橋停車場機関車用転車台基礎石      | —            | —              | 明治5年<br>(1872)<br>建設                                                           | 東京都港区東新橋(汐留西公園)         | ・明治5年(1872)の鉄道開業当時に作られた転車台の基礎。<br>・大正3年(1914)前後まで使用された。<br>・汐留地区の遺跡発掘調査によって発見された旧新橋停車場遺構の一つだが、風化が進んでいたために、下段の切石のみを現在地へ移設、輪郭部に使用して転車台基礎の形状が再現された。                                                         |

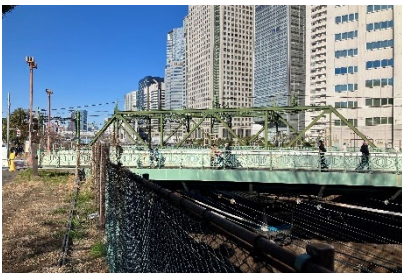
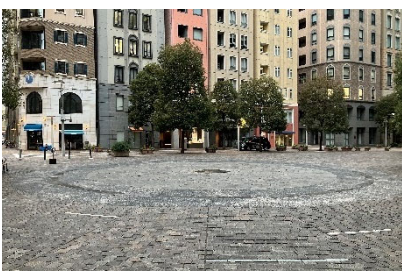
上記のほか、新橋・品川間鉄道に関係する文化財等として、近代の石垣が部分的に残存している。

源助橋架道橋以南には、高輪築堤拡張期山側と同じ谷積み石垣が残っている。港町架道橋(旧第3橋梁)、雑魚場橋梁(旧第5橋梁)には、直方体切石によるイギリス積み石垣が残っており、これは大正初期に第7橋梁が埋め立てられた際新設された高輪架道橋と同じ積み方である。新銭座架道橋や源助橋架道橋以北の高架橋には、煉瓦積み石垣が残っている。

## イ. 記念碑

| 番号 | 名称                   | 指定等 | 指定等年 | 時代                                                      | 所在地                                | 備考                                                                             |
|----|----------------------|-----|------|---------------------------------------------------------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| ⑦  | 品川駅創業記念碑             | —   | —    | 昭和 28 年<br>(1953)<br>建設                                 | 東京都港区<br>高輪 (JR 品<br>川駅)           | ・明治 5 年 (1872) の品川・横浜間の仮開業を記念した碑。                                              |
| ⑧  | 鉄道創業の地<br>記念碑        | —   | —    | 昭和 42 年<br>(1967)<br>建設、<br>昭和 63 年<br>(1988)<br>現在地へ移設 | 神奈川県横<br>浜市中区桜<br>木町 (JR 桜<br>木町駅) | ・明治 5 年 (1872) の品川・横浜間の仮開業を記念した碑。<br>・昭和 42 年に建設され、昭和 63 年にそこから数m離れた現在地へ移設された。 |
| ⑨  | 鉄道発祥の地<br>記念碑<br>原標点 | —   | —    | 平成元年<br>(1989)<br>建設                                    | 神奈川県横<br>浜市中区桜<br>木町 (JR 桜<br>木町駅) | ・明治 5 年 (1872) の品川・横浜間の仮開業を記念した碑。                                              |
| ⑩  | 開業当時の<br>横浜駅長室跡      | —   | —    | 不明                                                      | 神奈川県横<br>浜市中区桜<br>木町 (JR 桜<br>木町駅) | ・明治 5 年 (1872) の開業当時の横浜駅駅長室の碑。                                                 |

表資-5-1：新橋・横浜間の鉄道に関する文化財等

|                                                                                     |                                                                                     |                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
|   |   |   |
| ①一号機関車<br>〈ノ一八七一年、英国製〉                                                              | ③ハッ山橋                                                                               | ④明治村六郷川鉄橋                                                                             |
|  |  |  |
| ⑤東京駅丸ノ内本屋                                                                           | ⑥旧新橋停車場機関車用転車台基礎石                                                                   | ⑦品川駅創業記念碑                                                                             |
|  |  |  |
| ⑧鉄道創業の地 記念碑                                                                         | ⑨鉄道発祥の地 記念碑 原標点                                                                     | ⑩開業当時の横浜駅長室跡                                                                          |

## ②築堤が存在した時代等に関する文化財等

### ②-1 江戸期から存在したもの

高輪築堤が存在する以前から存在し、鉄道敷設の基盤となる高輪の地域性を形成してきた文化財等として、以下のものが挙げられる。

#### ア. 大木戸

古代の東海道は高輪台を通過していた。江戸時代初期には、古代以来の旧東海道が江戸・平塚間を結ぶ脇街道として中原街道に引き継がれ、海岸線には新たに東海道が整備され、高輪を2本の街道が貫通することとなった。

江戸・京都間を結んだ近世の東海道は、日本橋・京橋・銀座と江戸の中心街を通過する街道であり、外堀の芝口門（新橋）を通り、金杉橋からは海浜の脇を行き、道筋には町家が連なっていた。また、現桜田通りである外桜田門から虎の門には浅野家や黒田家、上杉家など有力大名屋敷が存在し、四神相応の大道を示す虎の門、愛宕山、増上寺を経て赤羽橋へ至っていた。

近世の東海道の痕跡として、江戸の治安維持のために設けられた関門である高輪大木戸跡や、高輪海岸の石垣石が残っている。

| 番号 | 名称       | 指定等   | 指定等年       | 時代                            | 所在地     | 備考                                                                                                                                                                                                                                  |
|----|----------|-------|------------|-------------------------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑪  | 高輪大木戸跡   | 国指定史跡 | 昭和3年(1928) | 宝永7年(1710)建設、享保9年(1724)現在地へ移設 | 東京都港区高輪 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・東海道が江戸に入る場所に設けられた治安維持のための関門。</li> <li>・宝永7年(1710)に芝口門に建設され、享保9年(1724)にそこから約4km南西の現在地へ移設された。</li> <li>・高輪築堤の工事は、全工区を八ツ山下から高輪大木戸までと高輪大木戸から元大村藩邸までに二分して行われた。</li> <li>・石垣が一部現存している。</li> </ul> |
| ⑫  | 高輪海岸の石垣石 | —     | —          | 江戸時代                          | 東京都港区高輪 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高輪海岸に沿って造られた石垣の一部。</li> <li>・平成7年(1995)に高輪2丁目20番の発掘調査で出土した3段のうち、上2段を移築して説明板を設置したもの。最下段は現地保存されている。</li> <li>・最上段は江戸時代末期に積み直されたと考えられる。</li> <li>・主に相模湾岸から伊豆半島周辺で採石された安山岩が用いられている。</li> </ul>  |

#### イ. 寺院

明暦3年(1657)の明暦大火を機に、防災を重視したまちづくりのため延焼し易い寺院が郊外に移転させられたが、この時高輪の東海道沿いにも寺町が形成された。

| 番号 | 名称  | 指定等 | 指定等年 | 時代                           | 所在地         | 備考                                                                                                           |
|----|-----|-----|------|------------------------------|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑬  | 正覚寺 | —   | —    | 元和元年(1615)創建<br>元禄4年(1691)移転 | 東京都港区高輪2-14 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・浄土真宗。</li> <li>・元和元年(1615)に芝金杉に創建、元禄4年(1691)に現在地(下高輪)に移転。</li> </ul> |

## ウ. 台場・大使館等

幕末には、徳川幕府と薩摩藩・長州藩などの西国諸藩との軋轢や尊皇攘夷運動が激化した。幕末から明治維新にかけて、高輪の寺院は大使館の先駆けである外国公使館として利用されるようになり、これが現在も港区に大使館が多いという特徴に繋がっている。また、高輪南方に江戸防御のための品川台場が設けられ、時代を転換するような歴史的事件も多く起こるなど、高輪は外国との結びつきが強い地域であった。こうした地域性を基盤に、新橋・横浜間鉄道は東京と京都を結ぶ鉄道網の先駆けとして計画された。

| 番号 | 名称                 | 指定等       | 指定等年              | 時代                     | 所在地                                | 備考                                                                                                                                                                                          |
|----|--------------------|-----------|-------------------|------------------------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑭  | 品川台場               | 国指定<br>史跡 | 大正 15 年<br>(1926) | 嘉永6年<br>(1853)建設       | 東京都港区<br>台場(お台場<br>海浜公園)           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・嘉永6年(1853)の黒船来航後、幕府が品川沖に築造した砲台。</li> <li>・高輪築堤の石垣には、品川台場の石垣等が用いられた。</li> <li>・高輪築堤の工事は品川台場築造工事に携わった平野弥十郎等が請け負ったため、海上土木工事の経験が役に立ったと考えられる。</li> </ul> |
| ⑮  | 最初のフランス公使宿館跡       | 都指定<br>旧跡 | 昭和 28 年<br>(1953) | 安政5年<br>(1858)以後<br>設置 | 東京都港区<br>三田 4-16-<br>20<br>(済海寺)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・安政5年(1858)の日米修好通商条約締結後、済海寺に置かれた最初のフランス公使館宿跡。</li> <li>・記念碑が設置されている。</li> </ul>                                                                      |
| ⑯  | 東禅寺(最初のイギリス公使宿館跡)  | 国指定<br>史跡 | 平成 22 年<br>(2010) | 安政6年<br>(1859)設置       | 東京都港区<br>高輪 3-16<br>(東禅寺)          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・安政6年(1859)、東禅寺に置かれたイギリス公使館跡。当初は総領事館と称した。</li> <li>・攘夷派による二度の襲撃後、公使館は泉岳寺前に移転した。</li> </ul>                                                           |
| ⑰  | スイス使節宿所跡           | —         | —                 | 元治元年<br>(1864)設置       | 東京都港区<br>三田 4-8(御<br>田小学校)         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・元治元年(1864)、正泉寺に置かれたスイス使節宿所跡。</li> <li>・正泉寺は明治 43 年(1910)に目黒区碑文谷に移転し、跡地は御田小学校となっている。</li> </ul>                                                      |
| ⑱  | 高輪接遇所跡             | —         | —                 | 慶応元年<br>(1865)設置       | 東京都港区<br>高輪 2-15<br>(泉岳寺前児<br>童遊園) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・慶応元年(1865)、泉岳寺中門前に置かれたイギリス公使館跡。</li> <li>・イギリス公使館は、攘夷派の襲撃によって移転を繰り返しており、襲撃を避けるため高輪接遇所と称した。</li> <li>・現在の泉岳寺前児童遊園が跡地である。</li> </ul>                  |
| ⑲  | 最初のプロイセン使節宿所跡(広岳院) | —         | —                 | 慶応元年<br>(1865)設置       | 東京都港区<br>高輪 1-24<br>(広岳院)          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・慶応元年(1865)、広岳院に置かれたプロイセン使節宿所跡。</li> <li>・現存する菴岳院の本堂は、幕末に外国公館として使われていた建物の現存例としては、唯一のもの。</li> </ul>                                                   |

## ②-2 明治期・大正初期から存在したもの

高輪築堤が使われていた明治から大正時代に存在し、当時の時代風潮を示す文化財等として、以下のものが挙げられる。

### ア. 邸宅

高輪には、旧薩摩藩邸や旧長州藩邸など明治維新を主導した武家屋敷が存在したが、明治期には、新政府によって収公されたこれらの武家屋敷跡に多くの邸宅が建てられた。竹田宮邸・華頂宮邸・北白川宮邸といった宮家邸宅や旧赤坂仮皇居御会食所、旧東宮御所、島津邸・毛利邸・松平邸・柳沢邸といった旧大名家邸宅、岩崎邸といった実業家の邸宅が挙げられるが、建物が残るものは少ない。これらは田町・高輪界隈の海浜を望む台地端などに位置しており、西欧の意匠や技術を取り入れた和洋折衷の建築様式を用いて建てられた。

| 番号 | 名称                      | 指定等       | 指定等年            | 時代                                                               | 所在地                 | 備考                                                                                                                                                                                                                            |
|----|-------------------------|-----------|-----------------|------------------------------------------------------------------|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑳  | 旧赤坂仮皇居御会食所<br>(明治記念館本館) | 都指定有形文化財  | 令和2年<br>(2020)  | 明治14年<br>(1881)建設、<br>明治41年<br>(1908)移設、<br>大正7年<br>(1918)現在地へ移設 | 東京都港区<br>元赤坂(明治記念館) | <ul style="list-style-type: none"> <li>江戸時代は紀州徳川家屋敷であった土地に、明治14年(1881)、明治天皇の迎賓施設である赤坂仮皇居御会食所が建てられた。</li> <li>明治41年(1908)に伊藤博文邸(現品川区大井町)に下賜移築され、大正7年(1918)に伊藤家から現在地(明治神宮外苑)に移築された。</li> <li>現在は明治神宮の結婚式場として利用されている。</li> </ul> |
| ㉑  | 旧岩崎家別邸<br>(開東閣)         | —         | —               | 明治41年<br>(1908)建設                                                | 東京都港区<br>高輪4-25-33  | <ul style="list-style-type: none"> <li>明治22年(1889)に岩崎久弥が土地を購入し、同33年(1900)に岩崎弥之助が本邸の一部を移築の上洋館を新築し、同41年(1908)に邸宅が完成した。</li> <li>昭和13年(1938)に岩崎小弥太が当時の三菱社に接待と交歓の場として提供した。</li> </ul>                                             |
| ㉒  | 旧東宮御所<br>(迎賓館赤坂離宮)      | 国指定<br>国宝 | 平成21年<br>(2009) | 明治42年<br>(1909)建設                                                | 東京都港区<br>元赤坂        | <ul style="list-style-type: none"> <li>皇太子(のちの大正天皇)のための御住居として明治42年(1909)に建設された。</li> </ul>                                                                                                                                    |
| ㉓  | 旧竹田宮邸<br>洋館             | —         | —               | 明治44年<br>(1911)建設                                                | 東京都港区<br>高輪         | <ul style="list-style-type: none"> <li>江戸時代は与板藩・日出藩・薩摩藩武家屋敷があった土地が、後藤象二郎邸を経て、明治31年(1898)に皇室の御用地となり、同40年(1907)に竹田宮家に下賜された。</li> <li>現在はグランドプリンスホテル高輪貴賓館として使用されている。</li> </ul>                                                  |

## イ. 教育施設

明治期には、西欧に倣った教育制度が普及し、福沢諭吉の慶應義塾等の教育施設が建てられた。

| 番号 | 名称             | 指定等               | 指定等年              | 時代                                                      | 所在地                      | 備考                                                  |
|----|----------------|-------------------|-------------------|---------------------------------------------------------|--------------------------|-----------------------------------------------------|
| ②④ | 慶応義塾<br>三田演説館  | 国指定<br>重要文化財      | 昭和 42 年<br>(1967) | 明治 8 年<br>(1875)<br>建設、<br>大正 13 年<br>(1924)<br>現在地へ移設  | 東京都港区<br>三田(慶應義<br>塾大学)  | ・日本最初の演説会堂であり、福澤諭吉が<br>西洋の演説や討論の方法を研究するため<br>に建築した。 |
| ②⑤ | 明治学院<br>インブリー館 | 国指定<br>重要文化財      | 平成 10 年<br>(1998) | 明治 22 年<br>(1889)頃<br>建設                                | 東京都港区<br>白金台(明治<br>学院)   | ・宣教師のための住宅として明治学院構内<br>に建てられた西洋館のうち、唯一現存する<br>1 棟。  |
| 番号 | 名称             | 指定等               | 指定等年              | 時代                                                      | 所在地                      | 備考                                                  |
| ②⑥ | 明治学院<br>記念館    | 区指定<br>有形文化財      | 昭和 54 年<br>(1979) | 明治 23 年<br>(1890)<br>建設、<br>昭和 39 年<br>(1964)<br>現在地へ移設 | 東京都港区<br>白金台(明治<br>学院)   | ・明治学院の神学部校舎兼図書館として建<br>てられた。                        |
| ②⑦ | 聖心女子学院<br>正門   | 都選定<br>歴史的<br>建造物 | 平成 21 年<br>(2009) | 明治 42 年<br>(1909)<br>建設                                 | 東京都港区<br>白金(聖心女<br>子学院内) | ・ヤン・レツル氏設計。日本に現存するレツ<br>ル氏の建造物は広島原爆ドームと本正門<br>のみ。   |
| ②⑧ | 慶応義塾<br>図書館    | 国指定<br>重要文化財      | 昭和 44 年<br>(1969) | 明治 44 年<br>(1911)<br>建設                                 | 東京都港区<br>三田(慶應義<br>塾大学)  | ・慶応義塾設立 50 周年記念事業として建設<br>された。                      |

## ウ. 公園

明治期には、西欧から公園の概念が導入され、上野、浅草、深川、飛鳥山、芝に日本で初めての公園が造られた。

| 番号 | 名称  | 指定等 | 指定等年 | 時代                     | 所在地          | 備考             |
|----|-----|-----|------|------------------------|--------------|----------------|
| ②⑨ | 芝公園 | —   | —    | 明治 6 年<br>(1873)<br>建設 | 東京都港区<br>芝公園 | ・日本最初の公園の 1 つ。 |

〔註〕

- ・文化財等の名称は、指定等されているものは指定等の名称、その他は各施設等で使用されている名称で掲載している。

## (2) 港区内の指定等文化財

『港区文化財のしおり』（令和2年（2020）港区教育委員会発行）に掲載された、港区内に所在する国指定・登録文化財、都指定文化財、区指定文化財、区文化財総合目録に登録された区指定文化財以外の文化財及び、港区文化財標示板が設置されている史跡・旧跡等を以下に整理する。

### ①新橋・虎ノ門・芝公園・芝・三田地区

| 番号 | 名称                       | 指定・登録等区分                  | 指定・登録・設置年月日         |
|----|--------------------------|---------------------------|---------------------|
| 1  | 旧新橋停車場跡                  | 国指定文化財                    | 平成8年(1996)2月10日     |
| 2  | 新橋親柱                     | 区文化財総合目録に登録された指定文化財以外の文化財 | 平成30年(2018)1月15日    |
| 3  | 堀商店                      | 国登録文化財                    | 平成10年(1998)4月21日    |
| 4  | 足利成氏文書                   | 区指定文化財                    | 昭和59年(1984)10月15日   |
| 5  | 浅野内匠頭切腹跡                 | 都指定文化財                    | 大正9年(1920)4月        |
| 6  | 金刀比羅宮の文化財                | 区指定文化財(銅鳥居)               | 平成13年(2001)10月23日   |
|    |                          | 区登録文化財(百度石)               | 平成9年(1997)3月11日     |
| 7  | 新聞創刊の地                   | 港区文化財標示板設置場所              | 昭和49年(1974)1月       |
| 8  | 虎ノ門大坂屋砂場店舗               | 国登録文化財                    | 平成23年(2011)7月25日    |
| 9  | 仙石伯耆守邸跡                  | 都指定文化財                    | 昭和18年(1943)3月16日    |
| 10 | 大倉集古館陳列館                 | 国登録文化財                    | 平成10年(1998)9月2日     |
| 11 | 石造閻魔王像(こんにゃく閻魔)          | 区文化財総合目録に登録された指定文化財以外の文化財 | 平成4年(1992)3月30日     |
| 12 | 天徳寺の文化財                  | 区指定文化財(阿弥陀三尊図(絹本着色)他)     | 昭和62年(1987)10月28日 他 |
| 13 | 光明寺の文化財                  | 区指定文化財(明和の大火死者供養墓 他)      | 平成22年(2010)10月27日 他 |
| 14 | 菊池寛実記念智美術館別館             | 国登録文化財                    | 平成15年(2003)12月1日    |
| 15 | 大橋茶寮                     | 国登録文化財                    | 平成18年(2006)8月3日     |
| 16 | 西久保八幡貝塚                  | 都指定文化財                    | 昭和62年(1987)2月24日    |
| 17 | オランダなど使節宿館跡              | —                         | —                   |
| 18 | 愛宕山                      | 港区文化財標示板設置場所              | 昭和50年(1975)12月      |
| 19 | 東京放送局跡(放送博物館)            | —                         | —                   |
| 20 | 奴地蔵(槍持勘助墓)               | 区文化財総合目録に登録された指定文化財以外の文化財 | 平成5年(1993)3月23日     |
| 21 | 看護婦教育所発祥の地               | 区指定文化財                    | 平成11年(1999)10月12日   |
| 22 | 日本近代初等教育発祥の地(小学第一校・源流院跡) | 区指定文化財                    | 平成2年(1990)10月24日    |
| 23 | 天光院の文化財                  | 区指定文化財(絹本着色観智国師肖像 他)      | 平成25年(2013)10月23日 他 |
| 24 | 良源院跡(浅岡飯たきの井)            | —                         | —                   |
| 25 | 常照院本堂内陣                  | 国登録文化財                    | 平成13年(2001)11月20日   |
| 26 | 廣度院表門及び練堀                | 国登録文化財                    | 平成10年(1998)12月11日   |
| 27 | 最初の芝区役所跡 近代地方自治の発祥       | 港区文化財標示板設置場所              | 昭和49年(1974)1月       |
| 28 | 元禄七年銘 納経石塔               | 区指定文化財                    | 平成12年(2000)10月24日   |
| 29 | 普光観智国師墓                  | 区指定文化財                    | 昭和55年(1980)11月15日   |

| 番号 | 名称                | 指定・登録等区分                         | 指定・登録・設置年月日              |
|----|-------------------|----------------------------------|--------------------------|
| 30 | 開拓使仮学校跡           | —                                | —                        |
| 31 | 有章院(徳川家継)霊廟二天門    | 国指定文化財                           | 昭和 5 年(1930)5 月 23 日     |
| 32 | 木造二天立像            | 区指定文化財                           | 令和元年(2019)9 月 27 日       |
| 33 | 御成門               | 港区文化財標示板設置場所                     | 昭和 48 年(1973)3 月         |
| 34 | 東京タワー             | 国登録文化財                           | 平成 25 年(2013)6 月 21 日    |
| 35 | 増上寺の文化財           | 国指定文化財(増上寺三解脱門)                  | 大正 4 年(1915)3 月 26 日     |
|    |                   | 都指定文化財(増上寺経蔵 他)                  | 昭和 35 年(1960)4 月 1 日 他   |
|    |                   | 区指定文化財(大門 他)                     | 平成 29 年(2017)9 月 27 日 他  |
|    |                   | 区文化財総合目録に登録された指定文化財以外の文化財(鑄抜門 他) | 平成 9 年(1997)3 月 11 日 他   |
| 36 | 旧台徳院霊廟惣門          | 国指定文化財                           | 昭和 5 年(1930)5 月 23 日     |
| 37 | 木造仁王像             | 区指定文化財                           | 平成 18 年(2006)10 月 24 日   |
| 38 | 芝東照宮のイチョウ         | 都指定文化財                           | 昭和 31 年(1956)8 月 21 日    |
| 39 | 芝丸山古墳             | 都指定文化財                           | 昭和 54 年(1979)3 月 31 日    |
| 40 | 丸山貝塚              | 港区文化財標示板設置場所                     | 昭和 48 年(1973)3 月         |
| 41 | 伊能忠敬測地遺功表         | —                                | —                        |
| 42 | 閻魔大王坐像および司録・司命半跏像 | 区指定文化財                           | 平成 11 年(1999)10 月 1 日    |
| 43 | 妙定院の文化財           | 国登録文化財(妙定院熊野堂・上土蔵)               | 平成 13 年(2001)11 月 20 日   |
|    |                   | 区指定文化財(絹本着色当麻曼荼羅図 他)             | 平成 24 年(2012)10 月 24 日 他 |
|    |                   | 区文化財総合目録に登録された指定文化財以外の文化財(御定書 他) | 平成 14 年(2002)3 月 15 日 他  |
| 44 | 芝大神宮の文化財          | 区指定文化財(長沢芦雪筆人物図 他)               | 昭和 56 年(1981)10 月 24 日 他 |
| 45 | 尾崎紅葉生誕の地          | 区指定文化財                           | 昭和 57 年(1982)10 月 30 日   |
| 46 | 福沢・近藤両翁学塾跡        | 都指定文化財                           | 大正 7 年(1918)4 月          |
| 47 | 讃岐小白稲荷の力石         | 区文化財総合目録に登録された指定文化財以外の文化財        | 平成 6 年(1994)3 月 22 日     |
| 48 | 江川氏調練場跡           | 都指定文化財                           | 大正 7 年(1918)4 月          |
| 49 | 旧芝離宮庭園            | 国指定文化財                           | 昭和 54 年(1979)6 月 25 日    |
| 50 | ガス創業の地            | 区文化財総合目録に登録された指定文化財以外の文化財        | 平成 4 年(1992)3 月 30 日     |
| 51 | 南極探検隊記念碑          | —                                | —                        |
| 52 | 最初のオランダ公使宿館跡      | 都指定文化財                           | 昭和 28 年(1953)11 月 3 日    |
| 53 | 雑魚場跡              | 区文化財総合目録に登録された指定文化財以外の文化財        | 平成 5 年(1993)3 月 23 日     |
| 54 | 水野監物邸跡            | 都指定文化財                           | 昭和 18 年(1943)3 月 16 日    |
| 55 | 西郷・勝両氏会見地         | 都指定文化財                           | 大正 7 年(1918)4 月          |
| 56 | 札の辻               | 港区文化財標示板設置場所                     | 昭和 52 年(1977)1 月         |
| 57 | 綱町三井倶楽部           | 港区文化財標示板設置場所                     | 昭和 52 年(1977)1 月         |
| 58 | 大石主税以下切腹跡         | 都指定文化財                           | 大正 7 年(1918)4 月          |
| 59 | 慶應義塾の文化財          | 国指定文化財(慶應義塾三田演説館 他)              | 昭和 42 年(1967)6 月 15 日 他  |
|    |                   | 区指定文化財(反町文書 他)                   | 平成 20 年(2008)9 月 9 日 他   |
| 60 | 元和キリシタン遺跡         | 都指定文化財                           | 昭和 34 年(1959)2 月 21 日    |

| 番号 | 名称                    | 指定・登録等区分                      | 指定・登録・設置年月日              |
|----|-----------------------|-------------------------------|--------------------------|
| 61 | 木造阿弥陀如来立像             | 区指定文化財                        | 平成 6 年(1994)9 月 27 日     |
| 62 | 紙本墨画五百羅漢図下画<br>狩野一信筆  | 区指定文化財                        | 平成 16 年(2004)10 月 26 日   |
| 63 | 紙本金地着色獅子図(襖貼付)        | 区文化財総合目録に登録された指定文化財<br>以外の文化財 | 平成 9 年(1997)3 月 11 日     |
| 64 | キリスト友会フレンズセンター        | 国登録文化財                        | 平成 17 年(2005)11 月 10 日   |
| 65 | 魚籃寺の文化財               | 区指定文化財(魚籃観世音霊驗記等版木<br>他)      | 平成 4 年(1992)10 月 28 日 他  |
| 66 | 化粧延命地藏(おしろい地藏)        | 区文化財総合目録に登録された指定文化財<br>以外の文化財 | 平成 4 年(1992)3 月 30 日     |
| 67 | 会津松平家由来 常香盤(香盤<br>時計) | 区指定文化財                        | 平成 21 年(2009)10 月 27 日   |
| 68 | 弥陀種子板碑                | 区指定文化財                        | 平成 7 年(1995)9 月 26 日     |
|    |                       | 区文化財総合目録に登録された指定文化財<br>以外の文化財 | 平成 8 年(1996)3 月 27 日     |
| 69 | 済海寺の文化財               | 区指定文化財(外国書願留 他)               | 昭和 60 年(1985)10 月 15 日 他 |
|    |                       | 都指定文化財(最初のフランス公使宿館跡)          | 昭和 28 年(1953)11 月 3 日    |
| 70 | 亀塚                    | 都指定文化財                        | 昭和 58 年(1983)5 月 6 日     |
| 71 | 亀山碑                   | 区指定文化財                        | 平成 25 年(2013)10 月 23 日   |
| 72 | 三田台公園                 | —                             | —                        |
| 73 | 伊皿子貝塚遺跡               | —                             | —                        |

## ②高輪・白金・芝浦港南・台場地区

| 番号 | 名称                     | 指定・登録等区分                                | 指定・登録・設置年月日              |
|----|------------------------|-----------------------------------------|--------------------------|
| 1  | 松平不昧 狂歌小幅              | 区指定文化財                                  | 平成 6 年(1994)9 月 27 日     |
| 2  | 大石良雄外十六人忠烈の跡           | 都指定文化財                                  | 大正 7 年(1918)4 月          |
| 3  | 旧細川邸のシイ                | 都指定文化財                                  | 昭和 36 年(1961)1 月 31 日    |
| 4  | オランダなど公館跡(長応寺跡)        | —                                       | —                        |
| 5  | 承教寺の文化財                | 区指定文化財(承教寺梵鐘 他)                         | 平成 30 年(2018)9 月 25 日 他  |
|    |                        | 都指定文化財(英一蝶墓)                            | 昭和 13 年(1938)2 月 5 日     |
| 6  | 泉岳寺の文化財                | 国指定文化財(浅野長矩墓および赤穂義士墓)                   | 大正 11 年(1922)3 月 8 日     |
|    |                        | 区指定文化財(門前水帳 他)                          | 平成 14 年(2002)10 月 18 日 他 |
|    |                        | 区文化財総合目録に登録された指定文化財<br>以外の文化財(赤穂事件絵巻 他) | 平成 14 年(2002)3 月 25 日 他  |
| 7  | 高輪神社の文化財               | 区文化財総合目録に登録された指定文化財<br>以外の文化財(力石 他)     | 平成 9 年(1997)3 月 11 日 他   |
| 8  | 牛供養塔及び二千七百六十人<br>之霊供養塔 | 区指定文化財                                  | 平成 20 年(2008)9 月 9 日     |
| 9  | 高輪大木戸跡                 | 国指定文化財                                  | 昭和 3 年(1928)2 月 7 日      |
| 10 | ゆうれい地藏                 | 区文化財総合目録に登録された指定文化財<br>以外の文化財           | 平成 4 年(1992)3 月 30 日     |
| 11 | 東禅寺の文化財                | 国指定文化財(東禅寺(最初のイギリス公使<br>宿館跡))           | 平成 22 年(1947)2 月 22 日    |
|    |                        | 区指定文化財(羅漢図 他)                           | 昭和 58 年(1983)10 月 18 日 他 |
| 12 | 品川駅創業記念碑               | —                                       | —                        |
| 13 | 高縄原古戦場跡                | 区文化財総合目録に登録された指定文化財<br>以外の文化財           | 平成 7 年(1995)3 月 27 日     |
| 14 | 巖谷小波宅跡                 | 都指定文化財                                  | 昭和 27 年(1952)11 月 3 日    |

| 番号 | 名称              | 指定・登録等区分                                                                | 指定・登録・設置年月日                                                              |
|----|-----------------|-------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 15 | 石燈籠(おしゃもじさま)    | 区文化財総合目録に登録された指定文化財以外の文化財                                               | 平成 6 年(1994)3 月 22 日                                                     |
| 16 | 日限地藏尊略縁起等版木     | 区指定文化財                                                                  | 平成 9 年(1997)10 月 14 日                                                    |
| 17 | 清正公堂及び山門        | 区指定文化財                                                                  | 平成 19 年(2007)10 月 23 日                                                   |
| 18 | 明治学院の文化財        | 国指定文化財(明治学院インブリー館)<br>区指定文化財(明治学院記念館 他)                                 | 平成 10 年(1998)12 月 25 日<br>昭和 54 年(1979)10 月 23 日 他                       |
| 19 | 三菱電機高輪荘         | 国登録文化財                                                                  | 平成 12 年(平成 12 年)12 月 4 日                                                 |
| 20 | 瑞聖寺の文化財         | 国指定文化財(瑞聖寺大雄宝殿)<br>区指定文化財(涅槃図 他)<br>区文化財総合目録に登録された指定文化財以外の文化財(鉄牛禅師関係遺品) | 平成 4 年(1991)8 月 10 日<br>平成 4 年(1991)10 月 28 日 他<br>平成 13 年(2001)2 月 14 日 |
| 21 | 三田用水路跡          | 港区文化財標示板設置場所                                                            | 昭和 57(1982)年 3 月                                                         |
| 22 | 港区立郷土歴史館の文化財    | 区指定文化財・区文化財総合目録に登録された指定文化財以外の文化財                                        | —                                                                        |
| 23 | 旧白金御料地          | 国指定文化財                                                                  | 昭和 24 年(1949)4 月 12 日                                                    |
| 24 | 旧朝香宮邸(東京都庭園美術館) | 国指定文化財                                                                  | 平成 27 年(2015)7 月 8 日                                                     |
| 25 | 旧協働会館           | 区指定文化財                                                                  | 平成 21 年(2009)10 月 27 日                                                   |
| 26 | 放送記念碑           | —                                                                       | —                                                                        |
| 27 | 東京水産大学雲鷹丸       | 国登録文化財                                                                  | 平成 10 年(1998)12 月 11 日                                                   |
| 28 | 品川台場(第三・第六)     | 国指定文化財                                                                  | 大正 15 年(1926)10 月 20 日                                                   |

### ③麻布地区

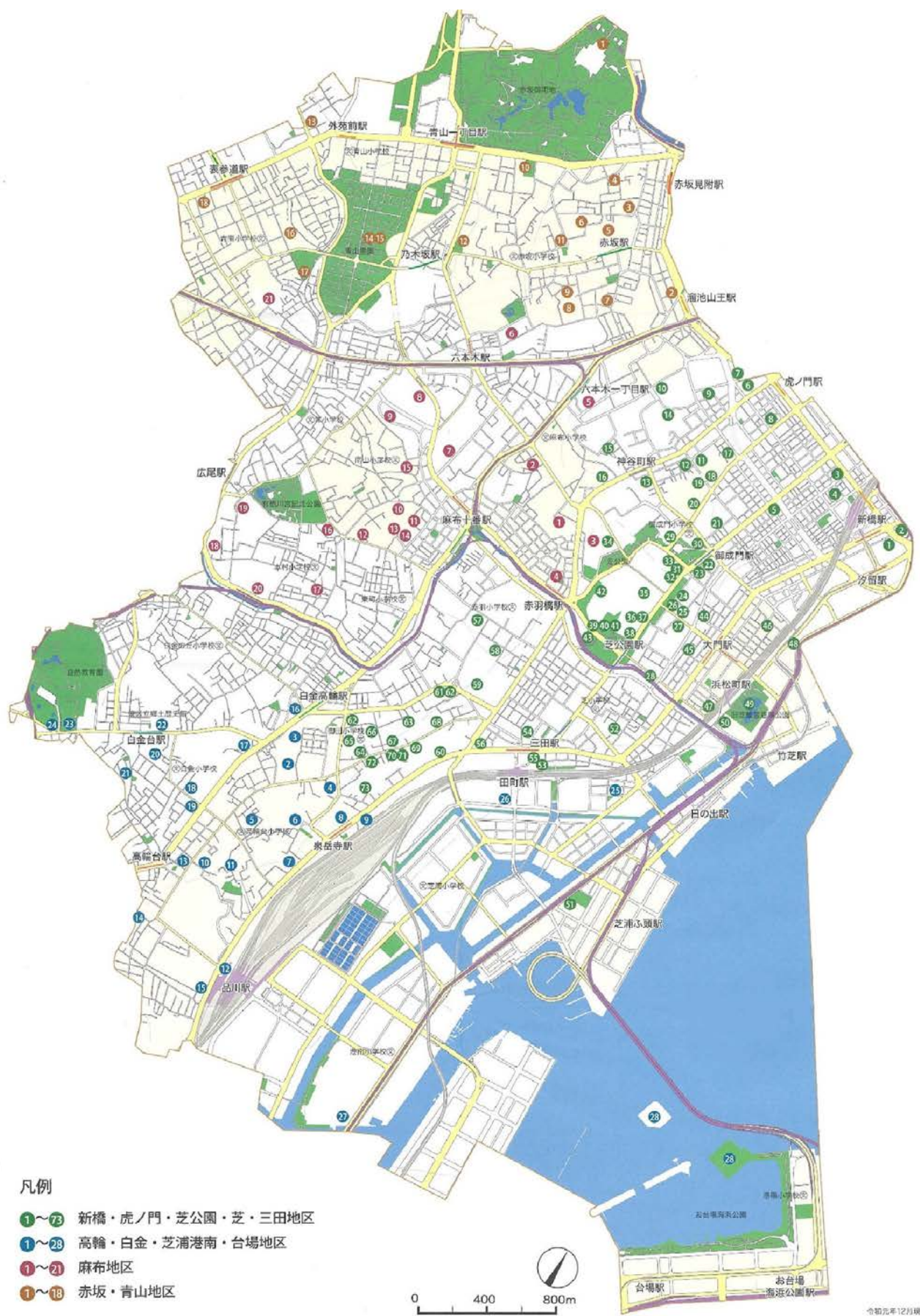
| 番号 | 名称           | 指定・登録等区分                                                    | 指定・登録・設置年月日                                                                 |
|----|--------------|-------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 日本経緯度原点      | 区指定文化財                                                      | 平成 8 年(1996)10 月 22 日                                                       |
| 2  | 島崎藤村旧居跡      | —                                                           | —                                                                           |
| 3  | 心光院の文化財      | 国登録文化財(心光院表門 他)<br>区文化財総合目録に登録された指定文化財以外の文化財(お竹 流し板)        | 平成 13 年(2001)11 月 20 日 他<br>平成 5 年(1993)3 月 23 日                            |
| 4  | 赤羽接遇所跡       | 区指定文化財・区文化財総合目録に登録された指定文化財以外の文化財                            | 平成 5 年(1993)3 月 23 日                                                        |
| 5  | 永井荷風旧居「偏奇館」跡 | 区指定文化財                                                      | 平成 16 年(2004)10 月 26 日                                                      |
| 6  | 志賀直哉居住の跡     | 港区文化財標示板設置場所                                                | 昭和 53 年(1978)1 月                                                            |
| 7  | 国際文化会館の文化財   | 国登録文化財(国際文化会館本館)<br>区指定文化財(旧岩崎邸庭園)                          | 平成 18 年(2006)8 月 3 日<br>平成 17 年(2005)10 月 25 日                              |
| 8  | 毛利甲斐守邸跡      | 都指定文化財                                                      | 昭和 18 年(1943)3 月 16 日                                                       |
| 9  | 乃木大将誕生地      | 都指定文化財                                                      | 大正 8 年(1919)4 月                                                             |
| 10 | 一本松          | —                                                           | —                                                                           |
| 11 | 肥前佐賀藩主鍋島家墓所  | 区指定文化財                                                      | 昭和 62 年(1987)10 月 28 日                                                      |
| 12 | プロシア公使館跡     | 港区文化財標示板設置場所                                                | 昭和 50 年(1975)1 月                                                            |
| 13 | 善福寺の文化財      | 国指定文化財(善福寺のイチョウ)<br>都指定文化財(最初のアメリカ公使宿館跡)<br>区指定文化財(善福寺本堂 他) | 大正 15 年(1926)10 月 20 日<br>昭和 28 年(1953)11 月 3 日<br>平成 21 年(2009)10 月 27 日 他 |
| 14 | 柳の井戸         | 港区文化財標示板設置場所                                                | 昭和 49 年(1974)1 月                                                            |

| 番号 | 名称                     | 指定・登録等区分                                | 指定・登録・設置年月日              |
|----|------------------------|-----------------------------------------|--------------------------|
| 15 | 最初の麻布区役所跡<br>近代地方自治の発祥 | 港区文化財標示板設置場所                            | 昭和 49 年(1974)1 月         |
| 16 | 天真寺の文化財                | 区指定文化財(松平不昧・月潭書状 他)                     | 昭和 54 年(1979)10 月 23 日 他 |
|    |                        | 区文化財総合目録に登録された指定文化財<br>以外の文化財(大巖宗碩関係資料) | 平成 14 年(2002)3 月 15 日    |
| 17 | 本村町貝塚                  | 港区文化財標示板設置場所                            | 昭和 48 年(1973)3 月         |
| 18 | 木造毘沙門天像                | 区指定文化財                                  | 昭和 54 年(1979)10 月 23 日   |
| 19 | 広尾稲荷神社の文化財             | 区指定文化財(広尾の庚申塔 付水鉢 他)                    | 昭和 55 年(1980)11 月 15 日 他 |
| 20 | ヒュースケン墓                | 区指定文化財                                  | 昭和 56 年(1981)10 月 24 日   |
| 21 | 伊澤蘭軒墓                  | 区指定文化財                                  | 昭和 57 年(1982)10 月 30 日   |

#### ④赤坂・青山地区

| 番号 | 名称                     | 指定・登録等区分                                 | 指定・登録・設置年月日             |
|----|------------------------|------------------------------------------|-------------------------|
| 1  | 旧東宮御所(迎賓館赤坂離宮)         | 国指定文化財                                   | 平成 21 年(2009)12 月 8 日   |
| 2  | 溜池(江戸城外堀)跡             | 港区文化財標示板設置場所                             | 昭和 53 年(1978)1 月        |
| 3  | 銅造地藏菩薩坐像               | 区指定文化財                                   | 平成 5 年(1993)9 月 28 日    |
| 4  | 武家屋敷門                  | 国指定文化財                                   | 昭和 22 年(1947)2 月 26 日   |
| 5  | 一ツ木原古戦場跡               | 区文化財総合目録に登録された指定文化財<br>以外の文化財            | 平成 7 年(1995)3 月 27 日    |
| 6  | 圓通寺梵鐘                  | 区指定文化財                                   | 平成 30 年(2018)9 月 25 日   |
| 7  | 勝安房邸跡                  | 都指定文化財                                   | 昭和 30 年(1955)3 月 28 日   |
| 8  | 氷川神社の文化財               | 都指定文化財(浅野土佐守邸跡 他)                        | 昭和 18 年(2006)3 月 16 日 他 |
|    |                        | 区指定文化財(氷川神社のイチョウ 他)                      | 平成 6 年(1994)9 月 27 日 他  |
|    |                        | 区文化財総合目録に登録された指定文化財以外<br>の文化財(氷川神社の力石 他) | 平成 7 年(1995)3 月 27 日 他  |
| 9  | 勝海舟邸跡                  | 区文化財総合目録に登録された指定文化財<br>以外の文化財            | 平成 8 年(1996)3 月 27 日    |
| 10 | 最初の赤坂区役所跡<br>近代地方自治の発祥 | 港区文化財標示板設置場所                             | 昭和 49 年(1974)1 月        |
| 11 | 報土寺の文化財                | 区文化財総合目録に登録された指定文化財<br>以外の文化財(報土寺の梵鐘 他)  | 平成 4 年(1992)3 月 30 日 他  |
| 12 | 旧乃木邸及び馬小屋              | 区指定文化財                                   | 昭和 62 年(1987)10 月 28 日  |
| 13 | 海蔵寺の庚申塔                | 区指定文化財                                   | 平成 27 年(2015)10 月 14 日  |
| 14 | 青山霊園(青山墓地)             | —                                        | —                       |
| 15 | 大久保利通墓                 | 都指定文化財                                   | 昭和 15 年(1940)2 月        |
| 16 | 齋藤茂吉居住の跡               | —                                        | —                       |
| 17 | 青山の庚申塔                 | 区指定文化財                                   | 平成 27 年(2015)10 月 14 日  |
| 18 | 高野長英隠れ家                | —                                        | —                       |
| 19 | 旧赤坂仮皇居御会食所(明治記念館本館)※   | 都指定文化財                                   | 令和 2 年(2020)3 月 16 日    |

※No. 19 の旧赤坂仮皇居御会食所(明治記念館本館)は、令和 2 年(2020)に東京都指定有形文化財(建造物)に指定された文化財であり、『港区文化財のしおり』(令和 2 年(2020)港区教育委員会発行)に掲載されていない。



図資-5-1：港区内の指定等文化財分布図

(『港区文化財のしおり』付録「港区文化財マップ」を引用)

6. 官報告示及び指定書

(1) 官報告示

〔告 示〕  
血理金融商品取引業者等を指定  
行の一部を改正する件  
〔行四六〕  
衣に事故がある場合における委  
の職務を代理すべき者を定めた  
中央選挙管理会一二一  
知を史跡に指定する件  
即科学一五八  
准法第六十三条第五項に規定す  
に庁長官が定める情報及び方法  
める件（文化庁六一）  
二年度における共同募金の実施  
を定める件（厚生労働三三八）  
四年度産あへんの収納価格を定  
け（同三三九）  
四年度産けしの栽培区域及び裁  
根を定める件（同三四〇）  
根取締法の適用を受けない火工  
指定する告示の一部を改正する  
（経済産業二〇三）  
自動車国道に関する件  
土交通一二六六  
交通大五が直性診断の実施幾期



編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

目次

告 示

○文部科学省告示第百五十八号  
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第百九条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の中欄に掲げる地域を追加して指定し、その名称を改めて同表の下欄に掲げるとおりとしたので、同条第三項の規定に基づき告示する。  
令和三年九月十七日  
文部科学大臣 萩生田光一

| 上 欄     |                                                         | 中 欄                            |                                                                                                                                                                       | 下 欄            |
|---------|---------------------------------------------------------|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 名 称     | 関係告示                                                    | 所在地                            | 地 域                                                                                                                                                                   | 名 称            |
| 旧新橋停車場跡 | 昭和四十年文化財保護委員会告示第二十四号、平成八年度文部省告示第二百五十九号及び平成十二年文部省告示第三十九号 | 高輪築堤跡<br>東京都港区芝浦四丁目<br>同 港南二丁目 | 二番二四のうち実測九〇四平方メートル、二四番一のうち実測三・五五平方メートル<br>一〇番一四四のうち実測三六・九二平方メートル、一〇番二四七のうち実測二〇七四・〇六平方メートル<br>備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を東京都文化財担当部局及び港区文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。 | 旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡 |

## (2) 指定書

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 深澤 祐二

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により、史跡旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡について、別紙の表の上欄に掲げる史跡に同表の中欄の地域を追加して指定し、その名称を改めて同表の下欄のとおりとします。

令和3年9月17日

文部科学大臣 萩生田 光一

（官報告示 令和3年9月17日付け文部科学省告示第158号）

（注）取消訴訟の提起に関する事項の教示

- 1 この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文部科学大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります）。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

## 7. 文化財保護法等の抜粋

### (1) 文化財保護法（抜粋）

（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）

最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号

#### 第三章 有形文化財

##### 第一節 重要文化財

##### 第二款 管理

（管理方法の指示）

第三十条 文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

（所有者の管理義務及び管理責任者）

第三十一条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

- 2 重要文化財の所有者は、当該重要文化財の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該重要文化財の管理の責めに任ずべき者（以下この節及び第百八十七条第一項第一号において「管理責任者」という。）に選任することができる。
- 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。
- 4 管理責任者には、前条及び第一項の規定を準用する。

（所有者又は管理責任者の変更）

第三十二条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

- 2 重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、前条第三項の規定は、適用しない。
- 3 重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

（管理団体による管理）

第三十二条の二 重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のため必要な管理（当該重要文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定には、第二十八条第二項の規定を準用する。
- 5 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この節及び第百八十七条第一項第一号において「管理団体」という。）が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
- 6 管理団体には、第三十条及び第三十一条第一項の規定を準用する。

第三十二条の三 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第三項及び第二十八条第二項の規定を準用する。

第三十二条の四 管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定のある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

(滅失、き損等)

第三十三条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(所在の変更)

第三十四条 重要文化財の所在の場所を変更しようとするときは、重要文化財の所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、指定書を添えて、所在の場所を変更しようとする日の二十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。但し、文部科学省令の定める場合には、届出を要せず、若しくは届出の際指定書の添付を要せず、又は文部科学省令の定めるところにより所在の場所を変更した後届け出ることをもつて足りる。

### 第三款 保護

(管理又は修理の補助)

第三十五条 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

- 2 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。
- 3 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

(管理に関する命令又は勧告)

第三十六条 重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

- 2 前項の規定による命令又は勧告に基いてする措置のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。
- 3 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第三項の規定を準用する。

(補助等に係る重要文化財譲渡の場合の納付金)

第四十二条 国が修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置（以下この条において、「修理等」という。）につき第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第三十六条第二項、第三十七条第三項若しくは第四十条第一項の規定により費用を負担した重要文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者（第二次以下の相続人、受遺者又は受贈者を含む。以下この条において同じ。）（以下この条において、「所有者等」という。）は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該重要文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額（第四十条第一項の規定による負担金については、同条第二項の規定により所有者から徴収した部分を控除した額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から当該修理等が行われた後重要文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額（以下この条において、「納付金額」という。）を、文部科学省令の定めるところにより国庫に納付しなければならない。

- 2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した重要文化財又はその部分につき文化庁長官が個別的に定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行つた時以後重要文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。
- 3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該重要文化財が所有者等の責に帰することのできない事由により著しくその価値を減じた場合又は当該重要文化財を国に譲り渡した場合には、文化庁長官は、納付金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 4 文化庁長官の指定する期限までに納付金額を完納しないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 5 納付金額を納付する者が相続人、受遺者又は受贈者であるときは、第一号に定める相続税額又は贈与税額と第二号に定める額との差額に相当する金額を第三号に定める年数で除して得た金額に第四号に定める年数を乗じて得た金額をその者が納付すべき納付金額から控除するものとする。
  - 一 当該重要文化財の取得につきその者が納付した、又は納付すべき相続税額又は贈与税額
  - 二 前号の相続税額又は贈与税額の計算の基礎となつた課税価格に算入された当該重要文化財又はその部分につき当該相続、遺贈又は贈与の時までに行つた修理等に係る第一項の補助金又は負担金の額の合計額を当該課税価格から控除して得た金額を課税価格として計算した場合に当該重要文化財又はその部分につき納付すべきこととなる相続税額又は贈与税額に相当する額
  - 三 第二項の規定により当該重要文化財又はその部分につき文化庁長官が定めた耐用年数から当該重要文化財又はその部分の修理等を行つた時以後当該重要文化財の相続、遺贈又は贈与の時までの年数を控除した残余の年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）
  - 四 第二項に規定する当該重要文化財又はその部分についての残余の耐用年数
- 6 前項第二号に掲げる第一項の補助金又は負担金の額については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「譲渡の時」とあるのは、「相続、遺贈又は贈与の時」と読み替えるものとする。
- 7 第一項の規定により納付金額を納付する者の同項に規定する譲渡に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十三条第一項に規定する譲渡所得の金額の計算については、第一項の規定により納付する金額は、同条第三項に規定する資産の譲渡に要した費用とする。

（現状変更等の制限）

- 第四十三条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
- 2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
  - 3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
  - 4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
  - 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
  - 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（管理又は修理の受託又は技術的指導）

- 第四十七条 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託することができる。
- 2 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託するように勧告することができる。
  - 3 前二項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。
  - 4 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官に重要文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

## 第七款 雑則

（所有者変更等に伴う権利義務の承継）

- 第五十六条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該重要文化財に関しこの法律に基いてする文化庁長官の命令、勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。
- 2 前項の場合には、旧所有者は、当該重要文化財の引渡と同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。
  - 3 管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第一項の規定を準用する。但し、管理団体が指定された場合には、もつぱら所有者に属すべき権利義務については、この限りでない。

## 第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
- 3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。
- 5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。
- 6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第百十一条 文部科学大臣又は都道府県教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

- 2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
- 3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるすることができる。

(解除)

第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

- 2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。
- 3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとして認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。
- 4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のために必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(復旧の届出等)

- 第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。
- 2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(管理団体による買取りの補助)

- 第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。
- 2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

- 第二百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。
- 2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
  - 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
  - 三 計画期間
  - 四 その他文部科学省令で定める事項
- 3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。
- 4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
  - 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
  - 三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
  - 四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
- 5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

- 第二百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。
- 2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

- 第二百二十九条の四 第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第百五十三条第二項第二十五号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二百五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更

又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

（認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収）

第二百二十九条の五 文化庁長官は、第二百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

（認定の取消し）

第二百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

（管理団体等への指導又は助言）

第二百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

（保存のための調査）

第三百十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第三百十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

## 第十二章 補則

### 第二節 国に関する特例

（重要文化財等についての国に関する特例）

第七十二条 文化庁長官は、国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保存のために必要があると認めるときは、適当な地方公共団体その他の法人を指定して当該文化財の保存のために必要な管理（当該文化財の保存のために必要な施設、設備その他の物件で国の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長の同意を求めるとともに、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定には、第三十二条の二第三項及び第四項の規定を準用する。

- 4 第一項の規定による管理によつて生ずる収益は、当該地方公共団体その他の法人の収入とする。
- 5 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による管理を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条の四第一項、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第四十七条の二第三項及び第五十四条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十三条、第三十五条、第一百五十一条第一項及び第二項、第一百六条第一項及び第三項、第二百一十一条並びに第三十条の規定を準用する。

第七十四條の二 第七十二條第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人が作成する重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画については、それぞれ第五十三條の二から第五十三條の八までの規定、第八十五條の二から第八十五條の四までの規定又は第二百二十九條の二から第二百二十九條の七までの規定を準用する。

- 2 文化庁長官は、前項において準用する第五十三條の二第四項、第八十五條の二第四項又は第二百二十九條の二第四項の認定（前項において準用する第五十三條の三第一項（前項において準用する第八十五條の四において準用する場合を含む。）又は第二百二十九條の三第一項の変更の認定を含む。）をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を管理する各省各庁の長と協議しなければならない。ただし、当該各省各庁の長が文部科学大臣であるときは、その承認を受けるべきものとする。

## (2) 文化財保護法施行令(抜粋)

(昭和50年9月9日政令第267号)

最終改正：令和6年4月25日政令第174号

### 第5条4項

- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県教育委員会(第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域(法第百十五条第一項に規定する管理団体(以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。)が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。)を当該都道府県教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。)内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市教育委員会(当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市長。以下この条において同じ。))が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等(イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築
- ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの
- ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)
- ニ 法第百十五条第一項(法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。)
- ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)
- チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
- リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
- ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
- ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却
- ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))又は町村の区域(次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))を対象とする場合に限る。))又は市教育委員会(当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。))が定めている区域のうち当該都道府県又は市教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等
- 二 法第百三十条(法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

### (3) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則（抜粋）

（昭和 26 年 3 月 8 日文化財保護委員会規則第 8 号）

最終改正：平成 31 年 4 月 1 日文部科学省令第 7 号

（管理責任者選任の届出書の記載事項）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理責任者が個人である場合に於ては、その職業及び年齢
- 七 選任の年月日
- 八 選任の事由
- 九 その他参考となるべき事項

（管理責任者解任の届出書の記載事項）

第二条 法第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 六 解任の年月日
- 七 解任の事由
- 八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

（所有者変更の届出書の記載事項等）

第三条 法第百二十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
- 七 変更の年月日
- 八 変更の事由
- 九 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

（管理責任者変更の届出書の記載事項）

第四条 法第百二十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所

- 五 旧管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 六 新管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 七 新管理責任者が個人である場合にあっては、その職業及び年齢
- 八 変更の年月日
- 九 変更の事由
- 十 その他参考となるべき事項

(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)

第五条 法第二百十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 七 変更の年月日
- 八 その他参考となるべき事項

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、毀損等の届出書の記載事項等)

第六条 法第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、毀損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
  - 二 指定年月日
  - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
  - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
  - 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
  - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
  - 七 滅失、毀損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、毀損等」という。）の事実の生じた日時
  - 八 滅失、毀損等の事実の生じた当時における管理の状況
  - 九 滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度
  - 十 毀損の場合は、毀損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物とその保存上受ける影響
  - 十一 滅失、毀損等の事実を知った日
  - 十二 滅失、毀損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、滅失、毀損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第七条 法第一百五條第二項（法第二百十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。

- 2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

#### (4) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則(抜粋)

(昭和 26 年 7 月 13 日文化財保護委員会規則第 10 号)

最終改正：平成 31 年 4 月 1 日文部科学省令第 7 号

(許可の申請)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第二百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第八十四条第一項第二号及び第八十四条の二第一項(法第八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三条第一項において同じ。))の規定により当該許可を都道府県又は市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体(第六条第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。))である場合にあっては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。)が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に提出しなければならない。

一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添附書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキヤビネ型写真

四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

## (5) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則（抜粋）

(昭和 29 年 6 月 29 日文化財保護委員会規則第 9 号)

最終改正：平成 31 年 4 月 1 日文部科学省令第 7 号

(復旧の届出)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 八 復旧を必要とする理由
- 九 復旧の内容及び方法
- 十 復旧の着手及び終了の予定時期
- 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

- 一 設計仕様書
- 二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
- 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

(届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百二十七条第一項の規定により届出を行つた者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

## （６）国宝、重要文化財等の管理、修理等に関する技術的指導に関する規則（抜粋）

（昭和 50 年 9 月 30 日文部省令第 29 号）

最終改正：平成 31 年 4 月 1 日文部科学省令第 7 号

（国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の場合）

第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第四十七条第四項（法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定により国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求める場合には、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行わなければならない。

- 一 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の名称及び員数
- 二 指定年月日及び指定書の記号番号又は番号
- 三 現在の所在の場所（指定書記載の所在の場所と異なる場合は、指定書記載の所在の場所を併記するものとする。）
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び住所並びに代表者の氏名
- 七 技術的指導を必要とする理由
- 八 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、次に掲げる書類、図面又は写真を添えなければならない。

- 一 管理につき技術的指導を求める場合は、管理計画の概要
- 二 修理につき技術的指導を求める場合は、その設計仕様書又は計画書
- 三 現状の写真又は図面

（史跡名勝天然記念物の場合）

第三条 法第百十八条及び法第百二十条において準用する法第四十七条第四項の規定により特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物又は史跡、名勝若しくは天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）の管理又は復旧に関し技術的指導を求める場合には、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行わなければならない。

- 一 史跡名勝天然記念物の名称
- 二 指定年月日
- 三 所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び住所並びに代表者の氏名
- 七 技術的指導を必要とする理由
- 八 その他参考となるべき事項

2 前項の書面に添付すべき書類、図面又は写真については、第一条第二項の規定を準用する。

## （７）重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令（抜粋）

（平成 31 年 4 月 1 日 文部科学省令第 5 号）

最終改正：令和 3 年 6 月 14 日 文部科学省令第 32 号

（史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定の申請）

第四十条 法第二百二十九条の二第一項（法第七十四條の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による史跡名勝天然記念物（特別史跡名勝天然記念物を含む。以下同じ。）の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の認定の申請をしようとする者は、別記様式第十八号による申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 史跡名勝天然記念物保存活用計画に法第二百二十九条の二第三項（法第七十四條の二第一項において準用する場合を含む。第四十二条第二項において同じ。）に規定する事項を記載している場合には、次に掲げる書類、図面及び写真

イ 現状変更等の設計仕様書及び設計図又は計画書

ロ 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

ハ 申請者が管理団体であるときは、現状変更等に係る工事その他の行為が行われる土地の所有者の承諾書

ニ 申請者が権原に基づく占有者（現状変更等に係る工事その他の行為が行われる土地に係るものに限る。）以外の者であるときは、権原に基づく占有者の承諾書

ホ 管理団体がある場合において、申請者が所有者であるときは、管理団体の意見書

ヘ 管理責任者がある場合は、その意見書

二 その他参考となるべき書類、図面又は写真

（添付書類等の記載事項等の変更）

第四十一条 前条第二項の書類、図面若しくは写真に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

## (8) 文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまで並びに第6条第2項第1号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準

(平成12年4月28日 文部大臣裁定)

最終改正：平成31年3月29日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき、文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号。以下「令」という。）第5条第4項第1号イからルまで並びに令第6条第2項第1号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可の事務を都道府県若しくは市（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会（当該都道府県又は市が文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第53条の8第1項に規定する特定地方公共団体（以下単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあっては、当該都道府県の知事又は当該市の長。以下同じ。）又は認定市町村（法第183条の3第5項の認定を受けた市町村をいう。以下同じ。）である町村の教育委員会（当該町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該町村の長。以下同じ。）が処理するに当たりよべき基準を次のとおり定める。

### I 共通事項

史跡名勝天然記念物の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画（保存管理計画）」に定められた保存（保存管理）の基準に反する場合(1) 現状変更等が「市」又は「認定市町村である町村」と当該市又は認定市町村である町村以外の「市町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。なお、管理団体が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画を当該都道府県の教育委員会が定めている区域においては、「市」又は「認定市町村である町村」と当該市又は認定市町村である町村以外の「市町村」とにまたがって現状変更等が行われる場合であっても、当該現状変更等の許可申請は、許可の権限を有する都道府県の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。

(2) 次の場合には、当該現状変更等を許可することができない。

- ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画（保存管理計画）」に定められた保存（保存管理）の基準に反する場合
- ② 史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡が著しいものとなるおそれがある場合
- ③ 史跡名勝天然記念物の価値を著しく減じるおそれがある場合
- ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

(3) 都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(4) 都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第125条第3項において準用する法第43条第3項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
- ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

### II 個別事項

#### 1 令第5条第4項第1号イ関係

- (1) 「建築面積」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第2号に定める建築面積をいう。
- (2) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲には含まれない。
  - ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合

- ② 増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から2年を超える場合
- ③ 新築、増築又は改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合
- (3) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。
- (4) 新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。
- 2 令第5条第4項第1号ロ関係
  - (1) 新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
  - (2) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。
- 3 令第5条第4項第1号ハ関係
  - (1) 「工作物」には、次のものを含む。
    - ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
    - ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
    - ③ 小規模な観測・測定機器
    - ④ 木道
  - (2) 「道路」には、道路法（昭和27年法律第180号）第3条各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。
  - (3) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
  - (4) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
  - (5) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡張、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。
  - (6) 工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。
- 4 令第5条第4項第1号ニ関係
  - (1) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第115条第1項の標識、説明版、境界標、囲さくその他の施設をいう。
  - (2) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
  - (3) 標識、説明版、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和29年文化財保護委員会規則第7号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。
- 5 令第5条第4項第1号ホ関係
  - (1) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
  - (2) 「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。
  - (3) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- 6 令第5条第4項第1号ヘ関係
  - (1) 除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
  - (2) 除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。
- 7 令第5条第4項第1号ト関係

- (1) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
- (2) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。
- (3) 木竹の伐採が、法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

8 令第 5 条第 4 項第 1 号チ関係

- (1) 「保存のため必要な試験材料の採取」とは、その保存を目的として史跡名勝天然記念物の現状を適切に把握するために行われる土壌、植物、鉱物等のサンプル採取をいう。
- (2) 学術研究のために行われるものなど、史跡名勝天然記念物の保存を目的としない試験材料の採取については、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

9 令第 5 条第 4 項第 1 号リ関係

- (1) 「個体の保護のため必要な捕獲」とは、天然記念物に指定された動物が傷ついている場合や生命の危険にさらされている場合などに当該動物の個体の安全を確保するため、やむを得ず捕獲することをいう。
- (2) 「生息状況の調査のため必要な捕獲」とは、学術調査、公共事業の事前又は事後の環境影響評価のための調査等のため、必要な最小限度のやむを得ない程度の一時的な捕獲をいう。
- (3) 「人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲」とは、人の生命若しくは身体に対する危害の防止の必要性が具体的に生じている場合の捕獲をいい、財産に対する危害を防止するための捕獲を含まない。
- (4) 「捕獲」には、捕殺を含む。
- (5) 「その他の組織の採取」には体毛及び羽毛の採取を含む。
- (6) 次の場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
  - ① 「捕獲」と「飼育」、「標識又は発信機の装着」又は「血液その他の組織の採取」とが、許可の事務を行う都道府県又は市の区域を超えて行われる場合
  - ② 「捕獲」、「捕獲及び飼育」、「捕獲及び標識又は発信機の装着」又は「血液その他の組織の採取」以外に、移動等天然記念物に指定された動物に対する他の現状変更等を併せて行う場合
- (7) 「標識又は発信機の装着」については、標識又は発信機の大きさ、材質又は装着の方法が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。
- (8) 「血液その他の組織の採取」については、その方法や量が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。

10 令第 5 条第 4 項第 1 号ヌ関係

- (1) 「動物園」又は「水族館」とは、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 10 条の規定により登録を受けた博物館、同法第 29 条の規定により指定された博物館に相当する施設又はそれ以外の公益社団法人日本動物園水族館協会の正会員である動物園又は水族館をいう。
- (2) 本号による譲受け又は借受けの許可の場合には、天然記念物に指定された動物の譲渡若しくは貸出しを行う動物園又は水族館においては、当該譲渡又は貸出しについての許可を受けることを要しない。
- (3) 天然記念物に指定された動物の輸出については、法第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可を要する。

11 令第 5 条第 4 項第 1 号ル関係

天然記念物に指定された鳥類で、電柱に巣を作るものとしては、例えば、天然記念物カササギ生息地におけるカササギがある。

12 令第 6 条第 2 項第 1 条イ及びロ関係

令第 6 条第 2 項第 1 号イ及びロに掲げる現状変更等については、1 から 11 までの基準を準用する。

Ⅲ その他

この裁定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。